

平成24年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成24年12月3日（月曜日）午前9時7分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 第50号議案 幸田町部設置条例の一部改正について
第51号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について
第52号議案 幸田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
第53号議案 幸田町監査委員に関する条例の一部改正について
第54号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
第55号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
第56号議案 幸田町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
第57号議案 幸田町道路に設ける道路標識の寸法等を定める条例の制定について
第58号議案 幸田町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について
第59号議案 幸田町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
第60号議案 幸田町都市公園条例及び幸田町下水道条例の一部改正について
第61号議案 幸田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
第62号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第63号議案 幸田町営住宅等整備基準条例の制定について
第64号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第65号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第66号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 7番 浅井武光君 |
| 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 | 10番 夏目一成君 |
| 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 | 13番 丸山千代子君 |
| 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君 | 16番 池田久男君 |

欠席議員（1名）

6番 都築一三君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	杉浦護君	健康福祉部長	伊藤光幸君	
参事	長谷寿美夫君	環境経済部長	鳥居元治君	
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	中山豊君	
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	建設部次長兼 都市建設課長	近藤学君	
教育長	内田浩君	教育部長	春日井輝彦君	
消防長	近藤弘君	消防次長兼 庶務課長	山本正義君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第4回幸田町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。
議員各位には、公私とも御多忙のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。

師走に入り、本年も残すところあとわずかとなり、何かと気ぜわしい時期となりました。ことしもところどころで幸田の町を彩るイルミネーションの光が放たれ、町民にいやしの空間を与えてくれています。冬の気配とともに、木枯らしにひとときわ寒さを感じる季節であります。議員各位には健康に十分御留意をいただきたいと思います。

本定例会に提出された議案は、幸田町部設置条例の一部改正についてを初め17件であります。慎重なる御審議と議会運営に格別なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、お諮りいたします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社より、議場内のテレビカメラによる撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定しました。

ここで、定例会招集に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

師走に入りまして何かと気ぜわしい中、寒さも身にしみるようになってまいりました。本日ここに平成24年第4回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方に

は公私とも大変お忙しい中、しかも早朝より御出席いただきまして、まことにありがとうございます。議員各位におかれましては、町政発展、住民福祉の向上のため御尽力いただいております。また、行政運営の面においても御指導・御高配を賜っており、改めて敬意と感謝を申し上げます。

さて、本定例会に提案させていただきます議案は、幸田町部設置条例の一部改正についてを初めとする単行議案14件、平成24年度幸田町一般会計補正予算など3件、合わせて17件でございます。

また、一般質問につきましては、8名の議員の皆様から御通告いただいておりますが、いずれも今後の町政推進上時宜を得た重要な質問ばかりでございますので、真摯に受けとめ、誠意を持って対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、10月24日、アイリス愛知で開催されました愛知県町村会定期総会資料及び11月21日、NHKホールにおいて開催されました全国町村長大会の資料を本日、お手元に配付させていただきましたので、ごらんいただきますようよろしくお願い申し上げます。

ここで、3点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、11月23日の祝日でしたが、開催いたしました幸田町防災シンポジウムについてでございます。当日は思わぬ事件発生によりまして、シンポジウムを記念した午前中の愛知県警マーチングバンドが中止となりまして、楽しみにしておられた多くの方に大変御迷惑をおかけいたしました。午後からは約350人の方に参加いただくとともに、本年度の災害時相互応援協定を結んだ長野県の箕輪町、岩手県の平泉町、岩手県の住田町、東京都の立川市の皆さんにも御参加をいただきシンポジウムを開催し、防災に対する意識を高めることができました。御協力いただきました議員の皆様方にも、この場をかりてお礼を申し上げたいと存じます。

2点目は、町内で発生しております不審火についてでございます。9月から現在までに町内において7件の不審火が発生しております。岡崎警察署におかれましては、捜査とともに、町内の警察官を増員し警戒等をしていただいております。町におきましても、消防団による見回りや安全ステーションによる見回りを実施しており、今後、年の瀬を迎えますので、関係機関と協力し、さらに不審火の発生防止に努めてまいりたいと存じます。

3点目は、12月1日に愛知万博メモリアル第7回愛知県市町村対抗駅伝競争大会でございます。愛・地球博記念公園で開かれました。幸田町も第1回目から参加いたしております。今回も羽根渕監督以下選手21名が参加いたしました。昨年は3位でありましたけれども、町村の部におきまして、16町村中2位となりました。大いに頑張ってくださいまして町民に感動を与えてくれましたことは、関係者の皆さんに感謝を申し上げます。

以上、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） ここで、御報告いたします。

6番 都築一三議員は、入院治療のため本日の会議を欠席する届け出がありましたの

で、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、平成24年第4回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前9時7分

○議長（池田久男君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前9時7分

○議長（池田久男君） 議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を1番 中根秋男君、2番 杉浦あきら君の御兩名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日12月3日から12月25日までの23日間といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月3日から12月25日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、諸報告を行います。

まず、例月出納検査3件、7月分・8月分・9月分及び定期監査2件並びに財政援助団体等監査1件であります。これは、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおり、陳情9件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第6号から陳情第14号の9件については文教福祉委員会に付託いたします。

次に、各委員会の閉会中の活動状況は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

以上をもって、諸報告は終わります。

日程第4

○議長（池田久男君） 日程第4、第50号議案から第66号議案までの17件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案第50号から63号までの14件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、第50号議案につきまして説明いたします。議案書1ページをお願いいたします。第50号議案 幸田町部設置条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、行政サービスの向上を図り、かつ社会情勢の変化に柔軟に対応する行政組織として整備する必要があるからでございます。

2ページをお願いいたします。

まず、第1条の総務部を企画部、総務部、住民こども部に改めるものでありますが、具体的には総務部を企画部と総務部に、また、健康福祉部を住民こども部と健康福祉部にそれぞれ分割するものでございます。

次に、第2条の分掌事務の改正につきましては、総務部の前に、新たに企画部の人事秘書課、企画政策課、企業立地課が所管する秘書、儀式、人事・給与、企画・調整、広報・広聴、情報公開、電子計算組織といった所掌事務を規定し、また、総務部につきましては、総務部を構成します総務課、財政課、税務課、防災安全課が所掌する議会に関することのほか、庶務、安全政策、財政、財産管理、税のほか、他の部に属しない事項を分掌事務として規定いたしております。

次に、新たに設けました住民こども部につきましては、これまでの健康福祉部の所掌事務のうち、戸籍住民基本台帳に関することや児童福祉、保育所の管理運営といった住民課とこども課の所掌事務を規定し、そして、健康福祉部につきましては、社会福祉に関することを初め、国民健康保険、高齢者医療、介護保険、国民年金のほか、保健衛生といった健康福祉部を構成する福祉課、健康課と、新たに設けます保険医療課の分掌事務を規定するものでございます。

施行期日は、平成25年4月1日からでございます。

なお、附則におきましては、この改正に関連して、幸田町特別職報酬等審議会条例の一部改正を行うこととし、内容につきましては、特別職報酬等審議会の事務局を総務課から人事秘書課に変更するものでございます。

議案関係資料は1ページから4ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、第51号議案、議案書の3ページをお願いいたします。

第51号議案 幸田町職員定数条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、社会情勢の変化に対応するため職員の適正配置に伴い、必要があるからでございます。

保育士体制や消防体制の充実強化を図るとともに、将来に向けた弾力的な定数管理を行い、もって住民サービスの向上を図るものでございます。

4 ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、第1条では、後ほど説明させていただきます幸田町監査委員に関する条例の一部改正によりまして、監査委員事務局を監査委員事務局とすることに伴い、これまでの事務局のくくりの中で規定していたものを議会、監査委員及び教育委員会の事務局として整理させていただくものであります。

次に、第2条の各部門別の職員の定数についてであります。町長部局におきましては、現行定数237人を255人に、その摘要欄に規定しています町長の事務局の職員1人を監査委員の事務局の職員と兼務する旨の規定を削りまして、議会事務局については現行定数「3人」を「4人」に、教育委員会につきましては「28人」を「26人」に、監査委員事務局については、名称を監査委員の事務局に改めるとともに定数を2人とし、消防本部及び消防署につきましては、「50人」を「60人」に改めさせていただくものであります。これにより、合計の現行「332人」を「360人」とし、28人の増という内容でございます。

施行期日は、平成25年4月1日からでございます。

なお、監査委員事務局に関する改正規定の施行期日は、幸田町監査委員に関する条例の一部改正の施行の日とするものでございます。

議案関係資料は、5ページから6ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、第52号議案、議案書5ページをお願いいたします。

第52号議案 幸田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

6 ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、地方自治法の一部改正が改正内容によりまして施行日が異なるため、2条に分けて提案させていただいております。

まず、第1条関係では、公布の日から施行する事項であります。第2条の規定は、実費弁償を支払うことのできるものについて列記しているものであります。第2号の地方自治法100条第1項の100条、調査権により出頭を求めることができる旨の規定内容に改正がありましたことに伴う条文整理で、第3号の改正につきましては、今回の地方自治法の改正により、本会議においての公聴会の開催、参考人の招致を行うことができることとされることに伴う改正で、あわせて地方自治法の改正に伴う条ずれを修正するものでございます。

次に、第2条関係は、公布の日から6カ月以内に施行される予定の部分であります。第2条第2号に規定する地方自治法第100条第1項後段の次に括弧書きとして加える改正規定につきましては、一部事務組合の関係につきまして、今回規約で定めるところにより、一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織する特例一部事務組合が行う公聴会へ出頭する者への実費弁償についても支給範囲に含むこととする準用規定を追加したものであります。

また、この改正に伴い、第1条関係同様に、地方自治法の引用条項にずれが生じたた

め、これに対応する所要の整理について行うものであります。

施行期日は、第1条関係につきましては公布の日から施行し、第2条については、地方自治法の一部改正する法律附則第1条、ただし書きに規定する日から施行するものであります。

議案関係資料は、7ページから9ページでございます。お願いいたします。

次に、53号議案、議案書の7ページでございます。

第53号議案 幸田町監査委員に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由は、監査委員事務局設置に伴い、必要があるからであります。

8ページをお願いいたします。

監査委員事務局については、地方自治法により設置規定が設けられているところではありますが、以前は県では必ず設置しなければならないとされ、市は任意設置、町村は設置できないこととされてきました。このため、本町ではやむなく監査委員事務局としていたものであります。その後の法律改正によりまして、町村も任意設置が可能となったことから、今回の組織の見直しにあわせ、自治法上の名称である監査委員事務局として明記、設置するものでございます。

施行期日は、平成25年4月1日からでございます。

議案関係資料は、10ページから11ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、第54号議案から第63号議案までの10件につきましては、地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、俗に言います地域主権改革一括法、以下、地域主権改革一括法と呼ばせていただきますが、この法律の施行に伴い条例制定等を行うものであります。

趣旨は、地域主権改革を進めるためには、これまで国が一律に決定し、自治体に義務づけてきた基準施策等を自治体が条例の制定等によりみずから決定し実施することに改めることが必要となったためであります。

まず、第54号議案、議案書の9ページからお願いいたします。

第54号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、地域主権改革一括法等の施行に伴い、必要があるからであります。

10ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、これまで政令に委任してきましたが、法改正に伴い、環境省関係省令の整理に関する省令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等を参酌して、技術管理者の資格を第13条で新たに規定するものであります。

技術管理者の資格基準につきましては、技術手法に規定する技術士、環境衛生指導員、学校教育法に基づく大学を初めとした各教育課程科目を修め、廃棄物処理に関する技術上の定めた実務経験年数を有する者とするなど、全11号で規定するものでございます。

その他、条項及び字句の整理をするものでございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からでございます。

議案関係資料は、12ページから14ページでございますので、参照いただきたいと思います。

続きまして、第55号議案、議案書11ページをお願いいたします。

第55号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてであります。

提案理由は、地域主権改革一括法の施行に伴い、必要があるからであります。

12ページをお願いいたします。

制定内容は、これまで政令に委任していましたが、法改正に伴い、水道法施行令を参酌して、水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事の範囲及び布設工事監督者、水道技術管理者の資格を全4条で規定するものであります。

第1条、条例の趣旨に始まり、第2条は水道法、第3条第8項の規定に基づく布設工事監督者を配置する工事の範囲、第3条は布設工事監督者の資格基準について、学校教育法に基づく大学を初めとした各教育課程科目を修め、あるいは技術士法の規定する試験の上下水道部門に合格し、上水道に関する技術上の定めた実務経験年数を有する者など、全8号をもって規定するものであります。

第4条は、水道技術管理者の資格基準について、布設工事監督者の資格を有する者、学校教育法に基づく大学を初めとした各教育課程科目を修め、上水道に関する技術上の定めた実務経験年数を有する者、あるいは厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道管理に関する講習を終了した者など、全6号をもって規定するものでございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日でございます。

議案関係資料は、15ページからでございますので、御参照いただくようお願いいたします。

次に、第56号議案 幸田町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございます。

提案理由は、地域主権改革一括法及び一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

制定の概要につきましては、道路法第30条第3項に規定する市町村道の構造の技術的基準はこれまで政令に委任していましたが、法改正に伴い道路構造令の基準を参酌し、条例を定めるものでございます。

幸田町道路の構造の技術基準につきましては、条例第3条から第40条にて定めております。主に道路区分、車線、幅員等縦断の勾配、横断勾配、排水施設、設計速度など38項目でございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からでございます。

議案関係資料は、16ページからです。よろしくをお願いいたします。

次に、第57号議案、29ページでございますけれども、幸田町道路に設ける道路標識の寸法等を定める条例の制定についてでございます。

提案理由は、地域主権改革一括法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の施行に伴い、必要があるためであります。

制定の概要につきましては、道路法第45条第3項に規定する内閣府令、国土交通省令

で定める寸法の基準、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（別表第2）で定める基準を参酌して定めるものであります。

道路標識の寸法等につきましては、道路標識のうち、道路管理者の設置可能な標識として条例第3条案内標識の寸法等、第4条警戒標識の寸法等、第5条は補助標識の寸法等において、寸法及び文字の大きさを定めるものであります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からでございます。

議案関係資料は、17ページからでございます。

次に、第58号議案、33ページでございます。

幸田町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定についてでございます。

提案理由は、地域主権改革一括法の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、必要があるためであります。

制定の概要につきましては、河川法第100条第1項に規定する準用河川に関する河川管理上必要とされる技術的基準は、これまで政令に委任しておりましたが、法改正に伴い、河川管理施設等構造令の基準を参酌し、条例を定めるものでございます。

準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準については、町内準用河川の規模、想定される施設等を考慮し、条例第3条から第47条にて定めております。主には第2章堤防、第3章が床止め、第4章が堰、第5章が樋門、第6章が橋、第7章が伏せ越しなどの河川管理施設等の構造基準でございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からでございます。

議案関係資料は、18ページからでございます。御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、第59号議案でございます。43ページをお願いいたします。

幸田町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

提案理由は、地域主権改革一括法及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるためでございます。

制定の概要につきましては、道路管理者が特定道路の新設または改築を行うときの構造について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第2項の主務省令で定める基準、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準、バリアフリー化の基準を定める省令を参酌して定めるものであります。

道路施設の構造については、条例第3条歩道等、第4条立体横断施設、第5条案内標識、第6条は視覚障害者誘導用ブロックなどの基準を定めるものであります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からでございます。

議案関係資料は、19ページからでございますので御参照ください。

続きまして、第60号議案、議案書の47ページからでございます。

幸田町都市公園条例及び幸田町下水道条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、地域主権改革一括法の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等

に関する政令の施行に伴い、議決を求める必要があるからであります。

改正の概要につきましては、幸田町都市公園条例について、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準について、都市公園法第3条第1項の政令で定める基準を参酌して、条例第1条の3として都市公園の配置及び規模の基準、これは街区公園、近隣公園、地区公園等の配置と面積の基準であり、次に都市公園法第4条第1項で定める基準及びその特例について、都市公園法施行令第6条に定める基準を参酌し、条例第2条の2とし、公園施設の建築面積の基準に係る割合等、これは都市公園に設ける公園施設の建築面積の割合を定めるものでございます。

幸田町下水道条例については、排水施設の構造の技術上の基準について、下水道法第7条第2項の政令で定める基準を参酌し、条例第4条排水施設の構造の技術上の基準、これは下水道管の構造基準であり、第1項から第10項にて定めております。主には堅固で耐久力を有する構造とすること、配水管の内径などは下水を支障なく流下させること、升またはマンホールにはふたを設けることなど10項目を定め、条例第5条適用除外では、適用しない行為等を定めるものであります。

この改正条例は政令に委任していましたが、法改正に伴い、条例に委任されることとなったため改正するものでございます。その他条項及び字句の整理をするものでございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からでございます。

議案関係資料は、20ページから27ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、第61号議案、51ページをお願いいたします。

幸田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

提案理由は、地域主権改革一括法及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令等一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるからであります。

制定の概要につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第2項の主務省令で定める基準、移動等円滑化のために必要な特定施設の設置に関する基準、バリアフリー化の基準を定める省令を参酌して定めるものでございます。特定公園施設の設置に関する基準は、条例第4条から第14条に定めており、主に、園路及び広場、駐車場、便所、水飲み場及び手洗い場などの13施設であります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からであります。

議案関係資料は、28ページからでございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

次に、第62号議案、議案書の59ページでございますけれども、幸田町営住宅条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、地域主権改革一括法の施行に伴い、必要があるからでございます。

改正の概要につきましては、入居者資格の収入要件において、身体障害者等の収入基準の金額について、公営住宅法第23条第1号イの規定により、公営住宅法施行令第6条

第1項に規定する金額以下の金額として、条例第7条第1項第2号ア、身体障害者等の収入基準の金額を21万4,000円とし、イの災害入居者の入居等の場合の収入基準の金額を21万4,000円と定め、また、公営住宅法第23条第1号ロの規定により、公営住宅法施行令第6条第2項に規定する金額を参酌して、ウのア及びイに掲げる場合の収入基準の金額を15万8,000円と定めるものであります。

なお、条例第7条第1項の入居者資格要件に福島復興再生特別措置法第21条に規定する被災者等に係る規定を追加するものであります。

また、条例第13条第2項の同居の承認については、同居の承認をしてはならない場合、各収入基準の金額を超える場合、公営住宅法第32条第1項第1号から5号に該当する場合、家賃の滞納、条例違反などの場合の規定を定めるものであります。

なお、入居者資格等の要件はこれまで政令に委任しておりましたが、法改正によりまして条例に委任されるということとなったため、改めるものでございます。

他にその他の条項は、字句の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からでございます。

議案関係資料は、29ページから32ページでございますので、お願いいたします。

次に、第63号議案、61ページでございます。

幸田町営住宅等整備基準条例の制定についてであります。

提案理由は、地域主権改革一括法及び公営住宅法施行規則及び公営住宅法等整備基準の一部改正する省令の施行に伴い、必要があるからでございます。

制定の概要につきましては、公営住宅法第5条第1項及び第2項の公営住宅等整備基準等をこれまで用いて町営住宅の整備しておりましたが、法改正に伴い参酌し、条例で町営住宅等の品質と性能の整備基準について定めるものであります。

条例第3条から第18条にて定めております。主には位置の選定、敷地の安全等、住棟等の基準、住戸の基準など16項目であります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日から同日の以後に整備する町営住宅等に適用するものであります。

議案関係資料は、33ページからでございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、補正予算に移りたいと思います。

補正予算につきましては、別冊となっておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、第64号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第4号）につきまして、1ページでございますけれども、お開きいただきたいと思います。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1,688万円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ132億9,143万6,000円とするものでございます。

また、第2条の債務負担行為につきましては、4ページをごらんいただきたいと思います。

わしだ保育園の整備事業において、平成25年度に行うわしだ保育園増築大規模改修工事に要する経費1億6,500万円の債務負担をお願いするものでございます。

また、第3条地方債補正につきましては、5ページをごらんいただきたいと思いますけれども、相見駅の事業費の規定により、新駅自由通路建設事業1,500万円の起債の借

り入れを取りやめることをお願いするものであります。

それでは、主な補正内容を説明させていただきますけれども、歳入につきまして、補正予算説明書の10ページをお願いいたします。

55款の国庫支出金につきましては、子ども手当負担金と私立幼稚園就園奨励費補助金を追加し、60款県支出金につきましては、子ども手当負担金を追加いたしております。

70款寄附金につきましては、社会教育事業指定寄附金を追加いたしております。

75款繰入金につきましては、相見駅建設に係る事業費確定により、都市施設整備基金繰入金を減額し、財政調整基金繰入金の追加で全体の調整をいたしております。

次に、85款諸収入につきましては、工事完了に伴い、相見駅の整備、仮設物の売却金を追加いたしております。

次に、12ページをごらんいただきたいと思えます。

90款町債につきましては、新駅自由通路建設事業1,500万円につきまして、起債の借り入れを取りやめるものであります。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

補正予算説明書の14ページをごらんいただきたいと思えます。

まず、各款にわたりまして人件費の補正をお願いしておりますが、内容といたしましては、人事異動等に伴うものが主なものでございます。

15款の総務費では、企画一般事業におきまして、相見駅整備完了に伴う事業費の確定により、相見駅自由通路設置に係る工事委託料と相見駅設置に係る工事費負担金を減額し、高度情報化推進事業におきまして、停電対策電源整備工事費を新規に計上するものであります。

20款民生費では、介護保険事業におきまして介護保険特別会計事務費繰出金を追加し、子ども手当等支給事業におきまして児童手当等の扶助費を追加するものであります。

16ページをお願いいたします。

児童館管理運営事業におきまして、欠間児童館トイレ改修工事補助金を追加するものであります。

次に、45款であります。

土木費では、下水道特別会計繰出事業におきまして下水道特別会計繰出金を追加するものであります。

次に、18ページをお願いいたします。

55款教育費では、園児の増加に伴い私立幼稚園等教育振興事業におきまして、私立幼稚園就園奨励費補助金と私立幼稚園入園料補助金を追加するものであります。

続きまして、第65号議案であります。

平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてでございます。

補正予算書の21ページからごらんいただきたいと思えます。

歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ13億6,161万2,000円とするものでございます。

補正予算関係説明書28ページをごらんいただきたいと思えます。

歳入につきましては、一般会計事務費の繰入金の追加により財源調整いたしました。

歳出につきましては、補正予算説明書30ページをごらんいただきたいと思います。

総務費では、国のソフト変更に伴い介護保険送信システム等改修費を新規計上し、保険給付費では上半期の実績から精査し、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護予防サービス等給付費を減額し、施設介護サービス給付費等を追加するものであります。

続きまして、第66号議案であります。平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

補正予算書の33ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ6億2,531万9,000円とするものであります。

補正予算説明書40ページをお願いいたします。

歳入につきましては、一般会計から繰入金金の追加により財源調整いたしました。

歳出につきましては、補正予算説明書42ページをごらんいただきたいと思います。

下水道事業費で人事異動による職員手当等を追加するものでございます。

以上、議案の提案理由の説明をさせていただきましたが、よろしく御審議の上、可決承認賜りますように、よろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 提案理由の説明を終わりました。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、12月5日水曜日午前9時から開きますので、よろしくお願いいたします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を本日午前10時から第1委員会室にて開催します。委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午前9時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年12月3日

議 長 池 田 久 男

議 員 中 根 秋 男

議 員 杉 浦 あきら